

		【無期転換】 年金額相談職員 事務センター専任職員	【無期転換】 特定業務職員 アシスタント職員	【60歳から5年間の継続雇用】 シニア職員	【有期雇用】 特定業務契約職員 アシスタント契約職員 各エグゼクティブ職員	
私用	年次有給休暇	採用日より1～10日付与 2年目以降15～20日付与 (1日・半日・時間単位) ※40日を限度 ※付与期日から2年間取得可 ※時間単位は5日限度 ※前年度8割以上出勤しないと翌年度付与されない	採用日から6ヶ月継続勤務し、8割以上出勤で10日付与 以降、1年間継続勤務し、8割以上出勤で11～20日付与 (1日・半日・時間単位) ※40日を限度 ※付与期日から2年間取得可 ※時間単位は5日限度 ※前年度8割以上出勤しないと翌年度付与されない	4年6ヶ月継続勤務し、8割以上出勤で16日付与 以降、1年間継続勤務し、8割以上出勤で18～20日付与 (1日・半日・時間単位) ※40日を限度 ※付与期日から2年間取得可 ※時間単位は5日限度 ※前年度8割以上出勤しないと翌年度付与されない	◆特定業務契約職員・7割以上出勤し前年度8割以上出勤で10日付与 以降、1年間継続勤務し8割以上出勤で11～16日付与 ※40日を限度 ※付与期日から2年間取得可 ※時間単位は5日限度 ※前年度8割以上出勤しないと翌年度付与されない	
	ライフサポート休暇	連続3日以内(1日単位) ※4月1日現在者に対し付与 ※1休職年度に1回限り取得	連続3日以内(1日単位) ※4月1日現在者に対し付与 ※1休職年度に1回限り取得	連続3日以内(1日単位) ※4月1日現在者に対し付与 ※1休職年度に1回限り取得 ※30時間未満かつ4日以下の所定労働者の者は付与されない	連続3日以内(1日単位) ※4月1日現在者に対し付与 ※1休職年度に1回限り取得 ※30時間未満かつ4日以下の所定労働者の者は付与されない	
	病欠休暇	90日(1日・時間・分単位) ※6ヶ月以内の同一傷病は通算 ※日数のカウントは取得時間にかかわらず1日	90日(1日・時間・分単位) <90日のうち10日が有給> ※6ヶ月以内の同一傷病は通算 ※日数のカウントは取得時間にかかわらず1日	90日(1日・時間・分単位) <90日のうち10日が有給> ※6ヶ月以内の同一傷病は通算 ※日数のカウントは取得時間にかかわらず1日	10日(1日・時間・分単位) ※6ヶ月以内の同一傷病は通算 ※日数のカウントは取得時間にかかわらず1日	10日(1日・時間・分単位) ※6ヶ月以内の同一傷病は通算 ※日数のカウントは取得時間にかかわらず1日
	病欠休暇	勤続年数 5年未満で12カ月 5年以上で18カ月 10年以上で24カ月 ※がん等の傷病の場合は36カ月まで延長可能なケースあり ※業務上の傷病は別途	12カ月 ※業務上の傷病は別途	12カ月 ※業務上の傷病は別途	一業務外の病欠休暇は制度なし	一業務外の病欠休暇は制度なし
生理	ウエルネス休暇 1回につき2日まで(分単位) 3日以降	必要な期間(分単位)	必要な期間(分単位)	必要な期間(分単位)	必要な期間(分単位)	
結婚	結婚休暇 連続する5日間 (結婚の日の5日前から6ヶ月を経過するまで)	連続する5日間 (結婚の日の5日前から6ヶ月を経過するまで)	連続する5日間 (結婚の日の5日前から6ヶ月を経過するまで)	連続する5日間 (結婚の日の5日前から6ヶ月を経過するまで)	連続する5日間 (結婚の日の5日前から6ヶ月を経過するまで)	
妊娠・出産	母性健康管理のための休暇	通院時間の確保(分単位) ・産前 23週まで4週に1回 24週～35週まで2週に1回 36週～出産まで1週に1回 ・産後 1年以内で医師の指示により必要な時間	通院時間の確保(分単位) ・産前 23週まで4週に1回 24週～35週まで2週に1回 36週～出産まで1週に1回 ・産後 1年以内で医師の指示により必要な時間	通院時間の確保(分単位) ・産前 23週まで4週に1回 24週～35週まで2週に1回 36週～出産まで1週に1回 ・産後 1年以内で医師の指示により必要な時間	通院時間の確保(分単位) ・産前 23週まで4週に1回 24週～35週まで2週に1回 36週～出産まで1週に1回 ・産後 1年以内で医師の指示により必要な時間	
	産前・産後休暇	産前6週間(多胎妊娠14週間) 産後8週間	産前6週間(多胎妊娠14週間) 産後8週間	産前6週間(多胎妊娠14週間) 産後8週間	産前6週間(多胎妊娠14週間) 産後8週間	
	出生サポート(不妊治療)	5日以内(時間単位) ※体外受精は10日	5日以内(時間単位) ※体外受精は10日	5日以内(時間単位) ※体外受精は10日	5日以内(時間単位) ※体外受精は10日	
	男性の特別休暇(妻の出産で産後2週間)	2日以内(時間単位) ※出産後2週間まで	2日以内(時間単位) ※出産後2週間まで	2日以内(時間単位) ※出産後2週間まで	2日以内(時間単位) ※出産後2週間まで	
育児	育児休業	3歳の誕生日の前日まで ※分割して2回取得可 ※雇用保険から給付がある場合あり	2歳の誕生日の前日まで(条件あり) ※分割して2回取得可 ※雇用保険から給付がある場合あり	2歳の誕生日の前日まで(条件あり) ※分割して2回取得可 ※雇用保険から給付がある場合あり	2歳の誕生日の前日まで(条件あり) ※分割して2回取得可 ※雇用保険から給付がある場合あり	
	出生時育児休業(産後/ハイクール)	4週間まで取得可(日単位) ※産後8週間以内 ※分割して2回取得可	4週間まで取得可(日単位) ※産後8週間以内 ※分割して2回取得可	4週間まで取得可(日単位) ※産後8週間以内 ※分割して2回取得可	4週間まで取得可(日単位) ※産後8週間以内 ※分割して2回取得可	
	育児時間	1歳に達するまで ※1回につき2回 ※1回につき30分	1歳に達するまで ※1回につき2回 ※1回につき30分	1歳に達するまで ※1回につき2回 ※1回につき30分	1歳に達するまで ※1回につき2回 ※1回につき30分	
	育児短時間勤務	1日2時間以内(30分単位) または1日に10日相当の勤務時間の範囲内(1時間単位) ※小学校卒業まで	1日2時間以内(30分単位) または1日に10日相当の勤務時間の範囲内(1時間単位) ※小学校卒業まで	1日2時間以内(30分単位) または1日に10日相当の勤務時間の範囲内(1時間単位) ※小学校卒業まで	1日2時間以内(30分単位) または1日に10日相当の勤務時間の範囲内(1時間単位) ※小学校卒業まで	
看護・介護	男性の特別休暇(妻の出産で子の養育)	5日以内(時間単位) ※産前6週間(多胎妊娠14週間)から産後1年まで	5日以内(時間単位) ※産前6週間(多胎妊娠14週間)から産後1年まで	5日以内(時間単位) ※産前6週間(多胎妊娠14週間)から産後1年まで	5日以内(時間単位) ※産前6週間(多胎妊娠14週間)から産後1年まで	
	子の看護等休暇	5日以内(時間単位) ※小学校卒業まで ※2人以上以上10日以内 ※病欠、けが、予防接種、健康診断、感染症に伴う学校閉鎖等、入園(入学)式、卒園(卒業)式	5日以内(時間単位) ※小学校卒業まで ※2人以上以上10日以内 ※病欠、けが、予防接種、健康診断、感染症に伴う学校閉鎖等、入園(入学)式、卒園(卒業)式	5日以内(時間単位) ※小学校卒業まで ※2人以上以上10日以内 ※病欠、けが、予防接種、健康診断、感染症に伴う学校閉鎖等、入園(入学)式、卒園(卒業)式	5日以内(時間単位) ※小学校卒業まで ※2人以上以上10日以内 ※病欠、けが、予防接種、健康診断、感染症に伴う学校閉鎖等、入園(入学)式、卒園(卒業)式	
	介護休暇	5日以内(2人以上は10日以内) ※2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある者	5日以内(2人以上は10日以内) ※2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある者	5日以内(2人以上は10日以内) ※2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある者	5日以内(2人以上は10日以内) ※2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある者	
	介護休業	要介護者1人につき通算180日以内 ※3回を上限に分割取得可 ※2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある者 ※雇用保険から給付がある場合あり	要介護者1人につき通算180日以内 ※3回を上限に分割取得可 ※2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある者 ※雇用保険から給付がある場合あり	要介護者1人につき通算180日以内 ※3回を上限に分割取得可 ※2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある者 ※雇用保険から給付がある場合あり	要介護者1人につき通算180日以内 ※3回を上限に分割取得可 ※2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある者 ※雇用保険から給付がある場合あり	
忌引き	介護短時間勤務	1日4時間以内(30分単位) ※要介護者1人につき、介護休業とは別に利用開始から3年間 ※何回でも分割取得可 ※6時間以下の勤務者は除く	1日4時間以内(30分単位) ※要介護者1人につき、介護休業とは別に利用開始から3年間 ※何回でも分割取得可 ※6時間以下の勤務者は除く	1日4時間以内(30分単位) ※要介護者1人につき、介護休業とは別に利用開始から3年間 ※何回でも分割取得可 ※6時間以下の勤務者は除く	1日4時間以内(30分単位) ※要介護者1人につき、介護休業とは別に利用開始から3年間 ※何回でも分割取得可 ※6時間以下の勤務者は除く	
	忌引き	配偶者	7日	7日	7日	7日
		父母	7日	7日	7日	7日
		子	5日	5日	5日	5日
祖父父母		3日	3日	3日	3日	
兄弟姉妹		3日	3日	3日	3日	
配偶者の父母		3日	3日	3日	3日	
孫		1日	1日	1日	1日	
おじ・おば		1日	1日	1日	1日	
その他	配偶者の祖父母	1日	1日	1日	1日	
	配偶者同行休業	3年間 ※1回だけ延長可能	一制度なし	一制度なし	一制度なし	
	公民権行使	<50%支給> 必要と認められる期間	<50%支給> 必要と認められる期間	<50%支給> 必要と認められる期間	<50%支給> 必要と認められる期間	
	国会その他国会出張	<50%支給> 必要と認められる期間	<50%支給> 必要と認められる期間	<50%支給> 必要と認められる期間	<50%支給> 必要と認められる期間	
骨髄移植	必要と認められる期間	必要と認められる期間	必要と認められる期間	必要と認められる期間		
ボランティア	5日以内	5日以内	5日以内	5日以内		